

平成 16 年 7 月 14 日

神戸市

参考資料

「廃棄物処理業務の委託に関する三者契約」について

本事業では、事業者の業務範囲である「廃棄物処理手続業務」のうち「廃棄物処理対価の支払い代行業務」を実施する上で、施設利用者、廃棄物処理業者及び事業者の三者による「三者契約」の締結を規定している。

当該契約は、通常の廃棄物処理委託契約とは、業務にかかる対価の請求プロセス等、若干異なる規定を設ける必要があることから、今回、当該契約の円滑な締結に資することを目的として、三者契約の雛型（以下、「本資料」という）をここに公表するものである。

ただし、当該契約は、前述の三者によって、その詳細が規定されるものである。ゆえに、今回公表する本資料は「参考資料」であり、本資料の内容を適宜参考に、実際の三者契約を各事業者ごとに締結していただくことを趣旨としている旨、十分留意願いたい。